

# 警備業務仕様書

## 1 警備業務内容

- (1) 火災対応と防火対応
- (2) 巡回業務
- (3) 緊急対応
- (4) その他上記に付随する業務

## 2 警備方式

常駐警備により実施

## 3 警備実施要領

### (1) 配置及び業務時間

#### ①施設内

月曜日から金曜日

午後 5 : 0 0 から翌日午前 8 : 3 0

実働 8 時間

#### ②土、日曜、祝祭日（年末年始）

午前 8 : 3 0 から翌日午前 8 : 3 0

実働 1 6 時間

### (2) 火災対応と防火対応

- ①火災の早期発見と初期消火並びに貴病院の担当責任者及び所轄消防署への通報。
- ②火災発生時における在院者への火災発生の通報及び非難の通報並びに消防車通路の確保・誘導
- ③指定場所における火気使用・喫煙者発見時の注意と制止。
- ④消火器等防災設備の定位置の点検。
- ⑤避難通路上の障害物除去の措置。
- ⑥塵芥集積場、湯沸室等の火気使用場所の点検。
- ⑦工事等の工事作業届けに基づく作業終了後の火気等の点検。

### (3) 巡回業務

- ①巡回の実施要領については、病院内共用部における不審者の対応と排除を実施する。
- ②設備異常発生時には、防災センターと連携をとり緊急時のバックアップ体制表に基づいた連絡業務を実施する。

(4) 土、日、祝祭日、夜間対応業務

- ①土、日、祝祭日、夜間は、緊急対応に備えると共に受付・救急車の対応を実施する。
- ②土、日、祝祭日、夜間の医事課業務との連携をとり、電話受付等の補助業務を実施する。
- ③土、日、祝祭日、夜間において占有部鍵貸出し業務を実施する。

(5) 緊急対応

- ①緊急事態発生時における病院担当責任者への通報及び現場の一次対応の実施と通報の実施。

(6) その他の業務

1) 設備の故障発生時の通報とその他の措置

- ①施設の異常・事故発生時の担当者への通報。
- ②建物の損害箇所の発見及び危険と認められた場合の担当関係者への通報と関係者が到着するまでの一時的な監視の実施。

2) 鍵の管理

- ①病院より受領した鍵及び「鍵授受簿」を保管し管理する。
- ②鍵保管に当っては、細心の注意を払いキーボックスに保管する。

3) 非常事態発生時の留意事項

- ①火災発生時における初期消火と119番通報。
- ②病院担当者及び関係官公署への通報。
- ③非常放送による在院者への通報。
- ④事件、事故発生時における現場保存。
- ⑤監視盤の操作。

4) 業務報告と連絡

①警備日誌

毎日の警備実施状況を警備日誌に記入し、翌日に病院担当者へ提出する。

②事故報告

事故発生時は、直ちに病院担当者へ口頭又は電話で状況を報告し、後刻書面で詳細を報告する。

5) 遺失物の取扱

- ①遺失物の届出があった場合、遺失物記録簿に必要事項を記入し、一時保管のうえ病院へ移管する。

# 設備運転監視業務仕様書

## 1 設備管理

### (1) 設備運転監視業務

#### 1) 管理方式

##### a) 常駐管理

各設備の運転監視及び日常巡回点検等の実施時間及び常駐員のポストは以下の通りとする。

##### b) 勤務時間及び勤務体制

イ、時間 08:30~翌日08:30 (実働16時間)

ロ、体制 1名 (年間365日)

ハ、管理業務を履行するために必要な技術員を配置する事。

### (2) 設備運転監視業務の内容と種別

#### 1) 設備機器の運転操作及び状態監視

a) 電気・空調・衛生設備の運転操作及び状態監視

b) 設備機器の点検・保守・整備及び清掃

c) 設備機器の予防保全計画の遂行

週間・月間・3ヶ月・年間

#### 2) 設備関係の計測・記録及び保管

a) 設備運転日誌・電力日誌・作業日誌等の作成

b) 日常巡視点検記録・月例点検記録

c) 各設備機器の整備記録

d) 事故傷害・補修改修工事等記録

e) 空調設備温度等の測定記録

f) 設備関連図面の保管整理

g) 月報提出 (重点項目の情報共有)

h) 機器台帳の整備

#### 3) 管理対象設備に関する官公庁立入検査時の立会補助

a) 官公庁検査の立会の補佐

b) 各種連絡業務

c) 関係書類の作成

#### 4) 管理対象設備に関する定期点検・検査・改修工事・設備機器設置等の立会及び報告

専門業者による定期点検・検査・改修工事等の立会及び結果報告の実施

#### 5) 関係部署との連絡調整

設備管理上生ずる諸問題について、各関係部署に連絡・調整し速やかに解決する

6) その他建築物の点検を定期的（月1回程度）に行い報告を行う

(3) 定期検査、清掃等

1) 貯水槽清掃（1回/年）

2) 水質検査（水道法によるもの：12項目、15項目）

a) 15項目は2回/年、12項目は毎年6月～9月の期間中に1回

b) 簡易専用水道検査（1回/年）

※貯水槽の仕様【FRP製 最大容量4.0×5.0×3.0H（有効水量40.0 m<sup>3</sup>）2槽式】

3) なでしこ館（別館）の水道メーター検針（1回/月）

(4) その他管理業務

1) 防災盤監視

2) 館内外の巡回点検

3) 電気・空調・衛生設備における異常発生時の対応

4) 電球・設備消耗品等の在庫管理

5) その他指示・打合せ事項の処理

6) 軽微な営繕作業（常駐している工具等で出来る軽微な修繕）

7) スポットで発生する作業の補助